

○議長（齋藤恵一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十八名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

日程第二、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求める件の和解の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定いたしました。

日程第三、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求める件の平成二十一年度藤崎町一般会計補正予算（第八回）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決いたします。本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第四、議案第一号藤崎町国土利用計画についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

我々に図面の説明資料としては出ておるのですけれども、端的に三つの区域に分かれて常盤の区域についてお伺いしますけれども、国土利用計画上は、従来と常盤の地域、これは変わりがあるんですか、ないのでしょうか、従来と同じような位置づけなんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

今回の国土利用計画における常盤地区の状況については、従前の考え方を踏襲しておりますので、以前と変わりございません。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第二号藤崎町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

この件については、昨日の特別会計でも若干説明を受けましたけれども、社会福祉協議会に委託するという事なんですからけれども、社会福祉協議会を選定した経緯と委託先を選定する際に公募するというような考え方はなかったのか伺います。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

まず、包括支援センターの委託する条件がございます。それを簡単に説明したいと思います。

まず、委託先の条件は、介護保健法並びに介護保健法の施行規則により委託先として包括支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合または広域連合を組織する市町村、それに医療法人、社会福祉法人、包括支援事業を実施することを目的として設置された広域法人、またはNPO法人が適当であるというふうにならわれてございます。今回、それを満たす条件のある事業所として、昨日も申し上げましたが、町の在宅介護支援センターをこれまで実施しているさんふじさん、それから水木にある桐栄会、それから社会福祉協議会、さらに医療法人のときわ会が条件を満たすところがありますということでございます。

そして、今回なぜ社協に委託したかという理由なんですけれども、まず、委託に対して、最も危惧することは、利用者へのサービスが低下することということでございます。そのためには、最大限その町で関与できる組織、団体であることが必要と考えた場合、町内に数ある社会福祉法人の中で、最も理想の条件に近いのが社会福祉協議会であるというふうに考えました。それで、その社会福祉協議会というのは、社会福祉法に定められており、行政区分ごとに組織されている団体であります。目指すという目的は、だれも住みなれた地域で健康で安心して暮らすことを目指しており、また、行政の目指

す目的と一致するところがございます。それで、また、非営利性を持つてるとい、両面を持った団体であるということでございます。

現在、地域のさまざまな社会資源、これまで長年構築したネットワークやその基幹型在介としてのノウハウを持っており、今まで以上の包括支援センターの運営ができるのではないかとことから、その委託先を決めるに当たっては、町の包括支援センター運営協議会というのがございます。それと介護保険運営協議会に諮って、承認を得て、今現在に至ったということでございます。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

それでは、もう一点伺いますが、今までの利用者はどのぐらい実績あるのかという点と町内二カ所設置するとか、あるいは時間外の対応、土曜日曜の対応をどうするとか、その運営協議会でその点を話し合われたのか、また時間外の対応とかをどうしていくのか伺います。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

まず、包括支援センターの設置箇所数ですが、基本的には一センターにおいては、被保険者の六十五歳以上の方が要するに三千人をめどとして一センターと。当町の場合は三千人から五千人の間にありますので、それによって包括センターは一カ所でいいですよというのと。それを二カ所にした場合、いろいろな財政的な面も負担になります。そういうのを基本として一センターにしたということでございます。

それから、件数が幾らかということなんですが、その事業の対象者というのは、要するに高齢者、六十五歳以上の方が全部対象になります。どういう人が利用しているかといえ、例えば介護認定を申請して、非該当になった方、それから要支援一、二の方、それから一般高齢者も含まれております。今人数的には何人というのは申し上げられませんが、その町で要支援の方に予防プランも作成してございます。そういうのを主な事業としてやっ

てございます。

さらにまた、土日の夜間対応はどうなるのかということは、基本的には土日は休みになってございます。ただ、いつでも連絡とれる体制はとっているということで運営されてございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

もう一点伺います。

福祉課長の方から、最大町で関与できるような公共性の高い社会福祉協議会に委託するんだという、概略ではそういう説明があったんですけども、町で、これは町の福祉行政ですから、最大町で関与して、責任を持っているという必要があると思います。委託料も支払っていますし、そういう点で、常に町の福祉行政の趣旨を引き継いでいってもらわなければならないと思うんですけども、その辺、時間がたつにつれてだんだん風化される危険性もあるということなんですけれども、よく何年も経過しているうちにマンネリ化してくるということになるかと思しますので、ぜひ町でもちゃんと監視、監督できるような町の設置の趣旨をちゃんと徹底できるような体制を組んで続けていただきたいと、こう思います。その点について福祉課長の答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

この包括支援センターを委託することによって、その地域支援事業の全部丸投げということではございません。町でもかかわっていかなければならない事業があります。例えば介護予防事業とか、それから権利擁護に関することとか、そして、運営に関しては、包括支援センター運営協議会というのがございます。そこにおいて毎年その運営の事業報告並びに評価等を検討させていただきます。そこにおいて指導できる面、改善しなければならない面等を協議しながら、かかわっていくという形になります。以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第三号藤崎町農業災害基金条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四号藤崎町ふるさと活性化基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

本議案は、主に議員については六月期、十二月期の手当にかかわること
ありますけれども、従来は当面の間、通算して一カ月分削減するというこ
とでやってまいりました。議員の定数も削減するということにもなりました
ですけれども、なお、我々のこの状態というのはさまざまな行革を引き続
きやっていく、あるいはまた今までも病院や保育所の保母さんたちの犠
牲の上にも成り立っているという側面もありますので、なお、期末手当
一カ月削減を維持してやっていくべきだということで賛成できません。

○議長（齋藤恵一君）

次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論はありませんか。（「
なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第五号を採決いたします。この採決は起立によって行いま
す。議案第五号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、議案第五号は原案のとおり可決されま
した。

日程第九、議案第六号藤崎町特別職の職員の給与の特例に関する条例等
の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されま
した。

日程第十、議案第七号藤崎町職員等の旅費に関する条例の一部を改正
する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第八号藤崎町立公園等設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第九号藤崎町公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第十号藤崎町白鳥観察施設「こーやまるくん」設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十一号藤崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十二号工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十三号町道路線の認定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十四号平成二十一年度藤崎町一般会計補正予算（第九回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

二番。

まず初めに、学務課長にご質問します。

案件は、藤崎中央小学校グラウンド緑化工事請負契約の件でございます。単刀直入にお聞きします。工期延長、繰越明許になったまず理由をお聞かせくださるようお願いいたします。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

このたびの藤崎中央小学校グラウンド緑化工事について、今年度の完成を目指してまいりましたが、工期を延長しなければならなくなったことについてはおわびいたします。今年度の工事完成を目指して、再三にわたり協議をしてまいりました。その中で、気温が低い状態で芝を張った場合には、芝の育成、枯れることが多いということで、工期延長の協議書が提出され、協議いたしましたところ、面積も多いということからよりよい工事をしていただくために、延長を認めたものでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

ちょっと疑問点があるので、私ちょっと何回か質問しますので、お許しいただきますようお願い申し上げます。

それでは、教育長に今度お尋ねいたします。

十二月の定例議会にこの工事の請負が議案として提出されましたけれども、入札は十一月に行われていたということだと思います。では、なぜこの十一月にこの入札が行われたかという、ここの理由というんですか、その実情をお尋ねいたします。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（館山新一君）

まず初めに、この入札に至った経緯と申しますか、この資金について、どういう形でこれが出てきたかと。こういうことをまずちょっとご説明をしたいと思います。

この事業については、平成二十一年度補正、これ自民党最後の補正になるわけですが、これに係る安全安心な学校づくり交付金事業でございます。これについて交付決定が八月になされまして、このときにまさに異例だと思うんですけれども、ただし書きがありました。これは県の教育長から私あての通知書でございますけれども、この中にちょっと申し上げますと、本事業は経済景気対策の一環として行われるものであり、早期の事業実施及び経費執行に取り組むとともに、事業実施に必要な発注に際しては、地域経済活性化の観点から、地域の中小企業の受注機会の増大に努めてほしいと。こういう内容でありました。これについては、まず異例でございます、要は簡単に申し上げますと、事業を早く実施して、この予算執行も早くやってください。こういう内容でございます。これは背景には自民党の政権の中で、いわゆる景気対策等が背景にあるわけです。これは八月になりますけれども、選挙は八月に行われたわけですが、その前の段階です。そういう背景の中で、できるだけやっぱり発注を早くして、地元の経済の活性化に役立てよう。こういう背景の中で取り組んでいった事業でございます。

いずれにしても、先ほど学務課長の方でちょっとお話がありましたけれども、私の方からもこの年度内の完成を目指していたわけですが、工期延長に対しては、深くおわびをしておきたいと思っております。

なお、この工事については、学校当局とも今後連絡をとりながら、グラウンド状況を確認しながら、できるだけ早く完成を目指して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

今、教育長からお話がありましたように、昨年の十一月、十二月というのは、日本の経済が二番底に落ちるんじゃないかという、そういったマスコミ、エコノミストの考え方があって、政府与党も景気対策の一部としてやると。それは確かに理解できます。そういった中に、有利な財源を利用しながら子供たちに安心安全な環境をつくるというのも、これは町にとっても大きな責務でありますので、そういった環境の中で実施されたんだと、こう思います。

議長にちょっとお許しいただきたいんですけども、その関連でちょっとお聞きしたいんですけどもよろしいでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

どうぞ。

○二番（鶴賀谷 貴君）

先ほどもちょっとお話ししました十二月定例会において、議員に参考資料として、今の中央小学校のグラウンド緑化工事の入札の状況ということで参考資料が渡りました。それはそれで私いただいたんですけども、私自身も、私以外の人、多くの町民もそうだと思いますけれども、私もやっぱり町のホームページって常に見るんですよ。一度、私はこの議場でも、数年前ですけども、「町のホームページがなかなか更新していかないから、もっと早くしないばだめだ」と言った経緯もあるので、一カ月にとか一週間に数回見ているんですけども、その中で、今の中央小学校のグラウンド緑地の入札の経緯も公表されておりましたと。そのコンピューターに出された情報と我々議員がいただいた情報とちょっと違う点があると私思っているんですけども、その点を財政課長にちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

ただいまご指摘のありましたとおり、十二月議会に提案いたしました議案の第七十九号契約案件については、参考資料として添付しました入札状況について、入札参加業者の名称に誤りがございました。まことに申しわけありませんでした。今後このような誤りのないように、チェックを強化する決意

でございます。

内容については、まことに申しわけないんですが、今訂正資料を私つくって持参しておりますので、皆様のお許しが願えるのであれば、この場で資料の配付をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

配付資料を許可いたします。

休憩をいたします。

休 憩 午前十時二十八分

再 開 午前十時 三十分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

ただいま配付させていただきました資料の説明をさせていただきます。

表の上の方が訂正しました正しい入札状況でございます。下の方が誤りでございました。まことに申しわけございませんでした。

また、先ほど鶴賀谷議員の方からお話がありましたように、ホームページに公表している資料、それから役場の前に張り出しております入札結果の公告の資料については、再調査いたしましたけれども、間違いはございませんでした。改めておわび申し上げます。済みませんでした。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

発言のお許しが出ましたので、私からも、町長といたしまして今の件につきまして、議員各位に十二月定例会に配付いたしました重要な資料の中の記載にミスがありましたこと、私からも深くおわび申し上げまして、訂正をさせていただきたいと思っております。

また、この記載されました各社に対しましても、これはご迷惑をおかけいたしましたので、深く、この場をおかりいたしましておわびを申し上げたい

と思います。今後このようなことのないように、十分注意をいたしまして、このような資料作成に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

再度教育長にお尋ねいたします。

先ほど答弁にもありましたやっぱりこういうときに一番考えなければだめなのは、児童生徒への対応、それと保護者を含むPTAへの対応と、この二点が重要になってくると思われれます。具体的に、私も中央小学校に通っている子供がおりますので、私もいろいろなお話聞いております、保護者の一人として。学校対策、要は児童生徒に対して、学校からの生徒児童、そしてPTAに対しての説明、そういった点をちょっとお聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（館山新一君）

児童生徒並びにPTAへの対応についてでございますけれども、事実今野球部の方からは、遅れることに対して平川のグラウンドを使わせてくれと。これについてしかもその輸送に対してちょっと遠いのでスクールバスを使わせてくれないかと。こういう話もありましたので、事情が事情なので、これについてはぜひそのようにさせていきたいなと思っています。

また、春に行われている運動会、これについても大体五月にやっているわけですが、若干遅れるので、場合によっては秋に実施する。この辺は学校長とも連絡をとりながら、PTA並びに生徒にも周知徹底してまいりたいと思っております。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

話が前後するようで大変申しわけないですけれども、私が聞いている限りでは、九月二十六日が運動会の実施を予定されているということもお聞きし

ております。そしてまた、私保護者ですからいろいろな方とお話しすれば、特に今の新一年生、今度二年生になる保護者の人たちのお話も聞いてみたら、四月に入学して四月の終わりごろにすぐ運動会よりも、ある程度学校になれた環境の中で運動会を実施した方がいいんでないかという、こう今のこの件を通して、いろいろな話が出ております。特に新一年生の保護者です。ですので、そういったいろいろなまだ考え方があるのかなという、私自身も勉強になりました。

そしてまた、今年は例年というか、昨年と比べてすごく雪が多いと思います。一日に三十センチ降るという日にちもありましたしね。そういった点で、今の工期延長に対して、積雪の部分はどういう状況なのかというのは、これはだれに、建設課長に聞けばわかるんですか。建設課長お願いします。

○議長（齋藤恵一君）

建設課長。

○建設課長（兵藤 寿君）

お答えいたします。

ここ雪の状況、去年と今年と比較した場合ということであれば、ここに資料もございます。過去三年間ぐらい、今年四年目になりますが、非常に小雪のタイプで過ごしております。それで、去年と今年の雪の量を比べますと、去年はまた極めて少ない年ということになってございます。最高積雪深が十二月二十一日、これは非常に早かったんですけれども、三十五センチぐらい降ったという経緯があります。その後ずっと少なく、積雪はほとんどが二十センチ以下というふうな状況でした。

一方、今年でございますけれども、これもまた平年から見るとかなり少ないというふうな形で、今年はこちらかというとかため降りといいますか、降っては休む、降っては休むという形でございましたけれども、今年の場合は去年から見るとはるかに多い最高積雪深になれば六十を超えたというふうなことが一月の中旬と二月の中旬に六十センチを超えたという状況ですので、去年と今年ではかなりの格差、約三倍ぐらいの格差はあるというふうに考えております。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

これは屋内の施設じゃなくて、屋外の施設ですから、天候に左右されるという条件も、これは加味しなければだめな部分もあるだろうし、そしてまた、何よりもここで考えねばだめなのは、先ほど私もお話ししましたけれども、よりよいものをつくっていただくと。中央小学校建設当時も芝生を植えたんですけれども、数年間は芝生が生えていましたけれども、あとちょっと枯れたり。そういった手入れ等も含めて、子供たちにより安全な、より快適な環境をつくっていただくというのもこれは町としての責務でございますので、そういった点でよろしくお願ひしたいというのが一点でございます。

そしてまた、町長に今度お尋ねいたします。

今のこの件につきまして、工期延長になった考え方として、町長のお考え方を聞いて私の質問といたします。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

この事業に関しまして、いかなる事業でもそうですけれども、決められた工期というのがあります。その工期内に完成させるのが一つの第一義的な決め事といたしますか、守ることだと思います。なおかつよいものをつくっていただくと。今回の場合は、鶴賀谷議員の方からご質問がありまして、教育長、学務課長がお答えしたとおりでご理解していただけるのではないのかなと、こう思います。交付金事業の性質上、あるいはまた採択された時期、それらに理由づけ、言い逃れするわけではありませんけれども、町としても、教育委員会としてもそういう財源的に有利なもの、かねてから要望が、学校、それからクラブ活動を利用する方々、子供たちからの要望をどうやってかなえたらいいかという昨日や一昨日の質疑に関連するわけですが、町民各位から、あるいはいろいろな団体からの要望にいかにかたえるかということを目指しておりますので、その結果、私は教育委員会には、そういう交付金事業があって、それを申請して採択してもらったと。この努力には、私は評

価はいただいてもいいのではないかなと、こう思っております。ただ、その事業推進に当たっては、やはりそういう決め事といいますか、守り事をちゃんと守って工事に臨むと。あるいは一連の業者選定を含めての一連の作業というのは行われるべきだと、こう原則思っております。

いずれにしても、これは単なる土木工事のみならず、私が聞くところ、緑化ですから芝を張るということでは、こういう雪寒地帯においては、非常に神経を使うと思うので、よほどの技術を持った業者さんや施工監理といいますか、それは十分慎重に行って、学校、あるいは部活動の方々に対する支障がないように、十二分に配慮する必要がある事業かなとも思っております。この件に関しては、そのような考え方をしております。

なお、昨年も今年も、またこれからもこのような年度途中で、あるいはまたふだんいかなるときでも、いろいろな国の特に新政権においての交付金事業、あるいは補助事業、あるいはその他の有利な財源での事業が展開されてまいります。かねてから私が申し上げておりますように、町民各位やいろいろな方々の要望にこたえるべく常日ごろそういった交付金事業等にアンテナを張りめぐらして、できるだけ有利な財源をもって、こういう財政厳しいときですので、そういうような有利な財源、有利な交付金事業というものをどんどん取り入れて、事業を執行していくように努めるということも考えております。その辺を議員各位に、この事業の性質もよくご賢察、ご精査いただければ、私どももやりがいがあると、こういうことでありますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

我々が問題にしているのは、いわゆる事業化したというようなことについては、国の補正対応で行政の方で対応を急いで、そして予算化されたというようなことについて、その努力は認めているわけでありまして。しかしながら、我々が契約の承認案件として、三月三十一日まで工事は施工する、完成するんだというようなことで契約の承認も入札の承認もしているわけなんですよ。

当時学務課長も「三月三十一日、冬場を挟みますけれどもできますか」と言っていたのに「できます」というような「特別の工法も何かするんですか」と言っていたにもかかわらず、「特別な工法はないけれども、三月までにはできる」というようなことであつたわけでしょう。だから、契約の信頼をこういうようなことが起きますと、これを指名入札で落札した業者はタナックス弘前支店ですけれども、役場や公共の工事に対する信頼というのを失ってしまうんですよ。実際、タナックスさんは違う工事もあつて、こここのところをやるいとまがなかったのかもしれない。あるいはまた、積雪の問題がやる前からわかつていたわけでありまして。ですから、役所の入札の信頼度というか、工期の信頼度というのを失つたような事態になつたんだということについて、どういふふうに教育委員会としては考えていらっしゃるんですか。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

当初、学務課長の答弁の中でお話をさせていただいて、十二月の議会では再三念を押されたわけですがけれども、我々も業者を信頼しながら、そのように三十一日までの完成を目指していたわけですがけれども、今言ったように、雪の問題等々ありまして完成できないと。こういうことで工期の延長も上つてきたと。こういうことに対しては、本当に今となつてはおわびするよりしようがありませんので、深くおわびをして、あとはよりよいものを早期にできるように、業者にもお願いして、完成を目指していきたいと思つております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

もちろん完成をさせるというのは業者の務めでもありますし、また、行政も期待して発注しているわけでありまして。

そこで、現実には我々に対する説明、現在の完成度というのは、バックネットのところだけという感じで一五%とか、全体から見ればですね。という

ふうなことなんですけれども、当該工事に対して、いわゆる工事の着手金というか、そういうものも支払っているんですか。この点についてはどういふふうになっているんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

今の工事の進捗状況でございますが、二月末では約一五％、三月末で二五％を予定してございます。それで、工事契約後、前払金として、工事の四〇％以内で前払金を支払いしてございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

四〇％以内でという具体的には八千万円なら八千万円の四〇％ということですか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

契約金額が八千五十三万五千円の四〇％の前払金、三千二百二十一万四千円の支払いをしてございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

実態的には前払金分も仕事をしていなかったというようなことにもなるわけですので、今後タナックスさんはこの地域ではかなり仕事もしている業者さんでもありますので、厳しい対応をして、きちんと工事を完成させていただきたいということを強く私の方からは要望しておきます。

先ほど町長からも実際一番被害を受けているというか、この記載ミスによって、地元の業者も参加しているんだろうかなと思ったら、地元の業者は全

然参加、地元の業者という言い方が、三浦組さんですけれどもね。参加していないで、「おらだっきゃ何も参加してねじゃ」というようなことで、非常に実態と違った状態、あるいはまた精神的にもご迷惑をかけたというようなことでもありますので、本会議で資料を出していただいたので、その点については納得しておるのですけれども、具体的にお聞きします。

野球の方のグラウンド、あそこは芝を張らなくてもよろしいような工事で、野球の方は早目にできるとか、早目にしようとか、そういうふうな手順はどういうふうに、今後のいわゆる工事の工程といいますか、それはどういうふうになっているのかなというふうに、野球の方は早目にあれはできるのかなというふうに私は思うんですけれども、何かさっきの話ですと、また川原の方に行ってやってくるという、そういうことをしないために新しい学校を建てているわけなので、その辺はどう、工事の今後の進め方といいますか、私素人的に考えますと、野球の方のグラウンド部分は早くやれるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、どういう手順なんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

今後の工事の予定でございますが、この中央小学校のグラウンド工事については、今、排水の関係で、今の野球のグラウンドの一塁側が一番高くて、それからプールの方に勾配をつけてきています。というのは、排水の関係で、その裏の近くの田んぼの方に水が流せないという状況がございます。それで、全体の勾配をそういうふうにして、野球側からプール側の方に全体の勾配を設けてあります。その中でまた暗渠排水、そういうのをやっていきます。これからの工事といたしましては、一たん全部はぎ取り工事もこれからやっていきます。それで、造成を今話したような勾配でもって造成工事を行います。全体的な造成工事を行ってからでないと、芝の方も張れないし、最後のグラウンドのところの舗装工事もできないので、とりあえずはそういう路盤といいますか、下地をつくってからそういうふうにします。

野球場のグラウンドについては、土の部分に関してはある程度造成が完成された時点では使用できるかと思えます。ただ、芝を張ったところについて

は、芝が根づくまで、ちょっと使用できない期間がまだあろうかと思います。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかにありませんか。野呂君。

○十三番（野呂日出男君）

関連してちょっと伺いますけれども、工事の見積もりにつきましては、再三にわたって協議したというご答弁をいただいておりますけれども、協議書を提出された。その協議書そのものがタナックスさんから来たものか、それとも内容によってはいわゆる設計業務委託をされた八洲建設設計さんも交えていわゆるそういう中身について計画どおり施工するためには、完成させるためには、工期の延長をお願いされたものか、そこいらについてお答え願います。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

工事をやる際には、監理業務を委託しております設計業者、それと請負業者と我々で三者で、全部打ち合わせをします。その中で先ほど話ししましたけれども、ちょっと芝の張る時期が今でいきますと支障を来たすということで、工期延長をやむを得ないだろうということで、認めたわけでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

野呂君。

○十三番（野呂日出男君）

今の説明では、これは事実だと思いますけれども、ただ、工期そのものが冬場になっていると。いわゆる三月三十一日までで完成ということで落札した業者がいわゆる津軽の冬の条件等も加味して落札したと思いますけれども、延長するのであれば、初めから延長するような工事設計をすれば、他の業者がもっと安く落札した可能性は十分私は含まれていると思います。いわゆる短時間の中で、冬場に落札した価格、これに一番近いところでは七、八十万

円ぐらいの差よりないんですから、そんなに延長が認められるのであれば、初めから工期が五月とか、四月までということであれば、それなりの落札した以外の業者がもっと安く落札する可能性も含まれていると思います。

それからもう一つ、協議書が出されたのと前払金を払った、この時期についてはどちらが早いんですか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

協議書と前払金の時期でございますが、工事を請負った際には、前払金というのが発生します。この前払金の性質は、工事を幾らやったからということではなくて、その業者が事前に材料等を買うための、それを準備するための前払金でございます。ですから契約後、直ちに前払金は払ってございます。それで、その後、一月二十日付で、業者から協議書が提出されてございます。以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかにありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

同じ繰越明許費のところについてお聞きしたいと思いますが、七ページのところの橋梁補修工事費二千六百七十万円というようなことなんですけれども、これ私の説明された記憶では富柳のところの橋だというふうに思っているんですけれども、そうすれば、この橋というのは町が建設したから、旧常盤の方で建設したからやるということなんですか、それともあそこはたしか県道の部分だと思うんですけれども、県と対応してこうやるとかということなのか、財政的な面ですね。

それからもう一つは、橋梁補修というのは耐震補強というか、簡単に言っちゃえば、どういう補修工事をやろうということなのか、その辺について、二点について明らかにしていただきたい。

○議長（齋藤恵一君）

建設課長。

○建設課長（兵藤 寿君）

お答えいたします。

場所としては富柳橋でございますけれども、この補修工事二千六百七十万円ほど予定しておりましたけれども、この補修については、いわゆる富柳橋の耐震補強ではなくて、橋の床版、これが非常にコンクリートが劣化して、過去にも一度はく離、脱落して、補修した経緯がございます。その後もまた調査しましたところ、非常にコンクリートがもろくなっている状況ということでございまして、これから先じゃあどういふふうな診断をしようかということになりますけれども、いわゆる床版の補修、以前に張りつけてあるような形で補修しているわけです。近年にも穴があいたりして、非常に危険だということで、主に床版を補修するというふうな作業でございます。

それとあそこは町道でございますので、町がやはり全部修理しなければならないという、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。十分まで休憩いたします。

休 憩 午前十 時五十八分

再 開 午前十一時 十分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第十八、議案第十五号平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十六号平成二十一年度藤崎町老人保健特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十七号平成二十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十七号を採決いたします。議案第十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十八号平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

七十六ページですね。

介護予防サービス費等で、地域密着型介護予防サービス給付費が二百万円ほど減額になっているんですけども、これは包括支援法に移行するというような兼ね合いでなったのか、それとも全く関係なく今年度の事業計画として減額されたのかという、その点についてはどうでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

ここの地域密着型介護予防サービスの二百万円の減なんですが、予防部分については本来は要支援の方が入居できないという条件がございます。ただし、万が一のことを想定して、一名分盛っていましたが、入所する見込みがないということで減額したということでございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

関連して聞きたいんですけども、施設で火災も起きているわけなんです。それで、これは介護保険の会計そのものの問題じゃないので、その辺はお許しはいただきたいと思うんですけども、ここは広域でそういう施設の整備状況というか、その辺について体制、スプリンクラーに対する補助も町でもやりましたけれども、その辺のチェック体制というのをどういうふうに進めていくのかとか、何か通達も入っているみたいなんですけれども、その辺はどういうふうな現状と取り組みになるのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

一般会計の方に四百九十何万円補正してございます。それはスプリンクラーの設備の関係なんです、消防法の改正によって、面積要件が一千平米から二百七十五平米以上のものに対してもスプリンクラーを整備しなければならないということで、それは平成二十三年度までに経過措置としてございます。今回、藤崎町に六カ所のグループホームがございまして、三月補正して、えびすさんの方なんです、それで全グループホームにスプリンクラーが整備されるということになります。そのほか、消防法の改正で自動の火災報知機とか、それから消火器等々ございまして、それも義務づけられてございまして、平成二十三年度までには整備してくださいよというような状況になってございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決いたします。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十九号平成二十一年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決いたします。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第二十号平成二十一年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十号を採決いたします。議案第二十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第二十一号平成二十一年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十一号を採決いたします。議案第二十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により、省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十二年度各会計予算案の議案第二十二号から議案第二十九号までは議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、質疑を省略し、採決いたします。

日程第二十六、議案第二十二号平成二十二年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議がありますので討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

総額六十六億八千万円余の予算でありまして、町民の暮らしや、福祉、教育など、必要でおかつ役に立つ予算ではあります。そして厳しい財政環境の中での予算編成であり、その点では評価もしているところであります。ただし、賛成できない主な理由は、一つは農業集落排水事業への繰出金をふやして、値上げ幅を圧縮するということをやるといふべきであるということです。

それからもう一つは、議員の手当一カ月削減、これを堅持して、維持してやっていくべきだということでもあります。

三つ目は、学校施設整備協議会委員報酬二万五千元、これは余りにも少な過ぎるので、増額すべきであるというふうに思います。

最後に、本予算案でも東芝の撤退により、システム再構築に取り組んでいるわけですけれども、今後二度とこういうことがないような契約上の措置、あるいは業務執行に当たっていただきたいということを要望して、私の反対討論とします。

○議長（齋藤恵一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。清水孝夫君。

○一番（清水孝夫君）

一番。本案に賛成するものであります。

理由は町長も冒頭言いましたが、町民の要望になるべくこたえるよういろいろヒアリングなり、いろいろこなし、きめ細やかな六十六億八千三百万円ということで、私は賛成であります。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第二十二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十二号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第二十三号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十四号平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第二十五号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第二十六号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第二十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第二十八号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議がありますので、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

集落排水事業、本管は施工を終了して、これから加入率も深めて広めていくという段階でありますけれども、特に一般会計からさらに基準外の繰り出しも含めて今後の値上げを抑えるというような措置も含めて講ずるべきだというようなことで、この会計に賛成できません。

○議長（齋藤恵一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

二番。本案に賛成いたします。

昨年と比べて約八百万円もの費用の削減という形で効果的な部分でご苦労していますし、そしてまた、町民が快適な環境で住むという、町の大きな目標もごございます。長期的に整備をしていかなければならない点もありますので、本案に賛成するものです。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第二十八号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十八号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議案第二十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりましたとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十五、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりましたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十二年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午前十一時二十九分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 齋 藤 恵 一

副 議 長 平 田 博 幸

署名議員 清 水 孝 夫

署名議員 鶴 賀 谷 貴

署名議員 奈 良 岡 文 英